

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：バングラデシュ国産業競争力強化プロジェクト  
(QCBS)

調達管理番号：23a00337

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2024年2月28日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年2月28日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国産業界競争力強化プロジェクト（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年5月 ～ 2028年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヵ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Matsushita.Yuichi@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ 第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年3月5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年3月12日 12時
3	質問への回答 3月6日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年3月11日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2024年3月15日

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024 年 3 月 22 日 12 時
7	プレゼンテーション	2024 年 3 月 27 日 14 時 00 分～16 時 00 分
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2024 年 4 月 5 日 11 時 30 分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

## (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

#### 1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-

[koji@jica.go.jp](mailto:koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

### （3）提出先

#### 1）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### （4）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）プレゼンテーション実施に必要な資料

3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### （5）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### （1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

## (2) 評価方法

### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。  
**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

#### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点



② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.9 + (価格評価点) × 0.1

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

##### 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本邦研修のテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関	第4条2（2）
2	成果4 ビジネスマッチングの具体的な連携機関や対応方法	第4条 本業務にかかる事項（1） 成果4 4-1, 4-2
3	既存のカイゼン研修コースにおける品質・生産性向上における具体的な手段としてデジタル化（ICTの活用）の要素、導入方法	第3条2（6）成果2及び成果3 に関連する活動について 第4条 本業務にかかる事項

### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年2月
- ・ RD署名：2023年12月21日

#### 第3条 実施方針及び留意事項

##### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

##### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

###### （1）本プロジェクトの位置づけと先行案件との関係

当機構は2017年から2022年まで「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（先行案件）を実施しており、コンポーネント3として、産業省（Ministry of Industries : MOI）を主たるC/Pとして、バングラデシュ政府の産業振興計画策定、裾野産業能力強化プログラム実施、リンケージ事例創出などに協力してきた。本プロジェクトは同協力の

後継協力にあたるものであり、産業振興計画の実装や、裾野産業向けの技術研修及びカイゼン研修を通じた産業人材の育成、外国直接投資（FDI）とバングラデシュ国内企業のリンケージ形成の促進などに協力するものである。したがって、本プロジェクトでは、前プロジェクトの当該報告書を確認・参照の上、先行案件で積み上げられた成果や教訓を最大限に生かし、それらの定着・拡大やMOIの自律的取組を促進するための能力強化に重点が置かれていることを意識して活動すること。また、かかる観点から、カウンターパートの主体性を重視した助言や指導を行うこと。

例えば先行案件では、裾野産業の能力強化には民間セクターの主体性が必須であるという考えのもと、民間の研修実施機関を含め、MOI以外の関係機関の主体性を引き出しながら前述の活動を連携して実行し、かつ研修の実施に際してはTraining of Trainers（TOT）を導入し、研修生の主体性を引き出す工夫を行っていた。本プロジェクトにおいても、MOI以外の様々な機関と協働、連携した政策の実行、研修を実施することが期待されるが、この経験のさらなる発展を図ること。

## （2）プロジェクトの実施体制

MOIを主たるカウンターパートとし、その他以下のような関係機関と連携し、体制を構築する。ただし、下記の支援機関についてはJICAとも協議の上、民間企業を含め、より主体的な研修機関が確認できた場合はプロジェクト実施中の柔軟な変更も検討する。

産業技術革新センター（Bangladesh Industrial Technical Assistance Center：BITAC）、国家生産性機構（National Productivity Organisation：NPO）、中小企業財団（Small and Medium Enterprise Foundation：SMEF）、エンジニアリング産業者協会（Bangladesh Engineers Industry Owner’s Association：BEIOA）、プラスチック製品製造輸出者協会（Bangladesh Plastic Goods Manufacturers and Exporters Association：BPGMEA）など

本プロジェクトの実施にあたっては、産業省次官（Secretary）を議長とするJoint Coordinating Committee（JCC）が設置され、プロジェクトチームには、プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャーが配置される予定である。JCCは、関係機関との協議・調整やプロジェクト活動のモニタリング・評価を行う枠組みである。カウンターパートと協議のうえ必要に応じて開催することとするが、少なくとも年一回は開催すること。

成果すべてにおいて産業省を全体調整及び監督機関としつつ、成果によってその他の関係機関と協力して実施する。具体的には、成果1（政策実装支援）は主にMOI、成果2（技術研修）は主にBITAC、BEIOA、BPGMEA、成果3（カイゼン研修）は主にNPO及びSMEF、成果4は主にBITAC、BEIOA、BPGMEA、SMEFである。

## （3）成果2及び成果3に関連する活動について

成果2及び成果3の活動には、前述のとおり、研修実施機関などの関係機関と連携し、研修プログラムや教材の開発、研修の実施などが含まれるが、これにあたっては研修生の主体性を高めるとともに研修効果の最大化を図るべく、TOTを積極的に活用すること。また、研修実施にあたってはジェンダーバランスへの配慮を行う、デジタル化の取組を検討するなど、包摂的なアプローチを検討すること。

#### (4) プロジェクトの評価・モニタリング

本プロジェクトは所定の「モニタリングシート」を用い、MOIとJICAとの間で定期的にPDM (Project Design Matrix) やPO (Plan of Operation) に基づいた活動の進捗モニタリングを実施することとなっている。モニタリングシートは、ワークプランとして初回の現地業務前に作成するほか、その後、半年ごとに受注者がMOIと協働の上作成すること。また、少なくとも年1回開催する予定のJCCの場を活用して効率的に作成することが望ましい。

#### (5) JICA関係者との緊密なコミュニケーション及び他JICA案件との連携

前述のとおり、バングラデシュにおける産業競争力強化や投資促進の分野においては、これまで複数の協力を実施してきており、また、本プロジェクトは先行案件とも密接に関係していることから、円滑な業務の実施のため、当機構経済開発部、南アジア部、バングラデシュ事務所と緊密にコミュニケーションを取りつつ業務にあたること。

また、前述のとおり当機構は2022年よりバングラデシュ経済特区庁 (Bangladesh Economic Zones Authority : BEZA) をカウンターパートとして「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」を開始して投資促進分野への協力を行っている。、本プロジェクトの成果4にかかる活動などに関しては当該プロジェクトとも連携を模索し、国内産業の振興と投資促進のリンケージ創出に資するよう努めること。

#### (6) 日本・バングラデシュ官民合同経済対話との連携

2016年4月中旬に行われた「日本・バングラデシュ官民合同経済対話」に基づき、①税及び外国為替関連 (Tax and Foreign Exchange)、②産業多角化 (Diversified Industrialization)、③投資環境 (Investment Climate) の3つのフォローアップワーキンググループ (WG) が設置されている。

本業務の実施にあたっては、上記WGにおける日本側からの各課題へのインプット・提言のうち、本プロジェクトに関連するものについては、それらを踏まえて活動すること。また、WGの活動との連携にあたっては、本業務はあくまでもMOI及びバングラデシュ関係機関の立場に立って各種支援を行っていくことを意識し、C/P機関との信頼構築に努めること。

なお、本業務を実施していく過程で確認された諸課題については、WGにおける議論で取り上げられる可能性もあり、その場合には、日本及びバングラデシュ双方の関係者からの求めに応じ、WGへの報告を行う等、関係者との情報共有も適切に行うこと。

本件に関しては、必要に応じて当機構バングラデシュ事務所を通じて、在バングラデシュ日本大使館等との情報共有・意見交換にも努めること。

#### (7) バングラデシュ進出を検討する本邦企業との関係構築

本プロジェクトでは、バングラデシュ国内産業の振興を主目的としつつも、特に成果4においてはFDIとバングラデシュ企業との間のリンケージ形成促進を目的としており、バングラデシュ政府からも日本企業からの更なる投資への強い期待が寄せられていることから、バングラデシュ進出に関心を有する本邦企業とは積極的に情報共有や意見交換を行い、プロジェクト活動に反映させること。JETRO ダッカ事務所やダッカ日本商工会等とも密に連携し、本邦企業側へのビジネスマッチングに向けた情報提供も検討すること。

#### (8) 現地傭人の有効活用

効果的・効率的な技術支援、バングラデシュ政府関係機関との良好な関係構築のため、現地傭人を積極的に活用すること。

また、活動に必要な情報や資料がベンガル語でしか入手できない場合も想定されるという観点からも、現地傭人を積極的に活用し、業務に活かすこと。さらに、日本人専門家が現地に不在となる間にも現地傭人が業務にあたるなどの対応により、円滑なプロジェクト運営体制の確保に努めること。

なお、ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案すること。

- 1) 特殊傭人費（一般業務費）として、ローカルリソース（主に個人）を活用する。
- 2) ローカルリソース（個人（法人に所属する個人を含む））を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認める。
- 3) ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としない。

#### (9) 他ドナーの動向把握と情報共有

「第2条(3)」にも記載のとおり、本プロジェクトに関連する他ドナーの支援として、世界銀行グループ（WBやIFC）やアジア開発銀行（ADB）などが資金協力や技術協力を実施しており、本プロジェクトとの重複はない一方、活動に関係する支援であることから、これらの動向を把握するとともに、必要に応じて同事業関係者との情報共有や意見交換等にも対応すること。

## (10) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、JICAが別途定める「JICA不正腐敗防止ガイドンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務<sup>2</sup>

本業務は、当機構が2023年12月にバングラデシュ政府と締結したR/Dに基づいて実施される「産業競争力強化プロジェクト」の枠内で、「第1条 業務の目的」を達成するため、「第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。併せて、受注者はカウンターパート(C/P)のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

＜成果1(政策実装)「プロジェクトで対象とする政策/計画について、期日を定めた詳細なアクションプランが策定されることにより、実務者の実施能力が向上する」に関する活動＞

1-1: 「二輪裾野産業振興計画」、「ライトエンジニアリング産業振興政策」、「プラスチック産業振興政策」の中から、プロジェクトで対象とする政策/計画を特定する。

上記それぞれのバングラデシュ政府内での作成状況や承認状況を確認のうえ、本プロジェクトで実装支援を行うことに適しているものを検討し決定すること。

対象とする政策/計画を複数にすることも可能であるが、プロジェクト期間や人員配置も考慮し現実的な活動計画を念頭に検討を行うこと。

<sup>2</sup> 成果1～4については、例えば成果1で対象とした政策/計画を、成果2・3で人材育成し、その対象産業/セクターにおいて成果4でリンク形成を促進することも想定している。成果1～4の一連の活動を単体としてではなく有機的に連携させながらMOIを含む関係機関の能力強化も検討の上、提案のこと。



1-2: 上記 1-1 で特定した対象政策／計画を実装するために必要な活動やタイムラインを整理し、期日を定めたアクションプラン案を作成する。

MOI と協議を行いつつ、関係機関を巻き込んで政策を実装していくための現実的な案を作成すること。

1-3: いくつかの活動をパイロットベースで実践し、本格的な実装に向け、実現可能性や手順を分析する。

パイロット活動の選定にあたっては当機構経済開発部ともよく相談のうえで MOI と協議し決定すること。パイロット事業はアクションプランに準じて設定されるものであるが、例えば設定された政策における金融や市場情報アクセスに係る支援の具体化及び提供であったり、後述する研修に係る取組みであったり、リンケージ形成（逆見本市など）の試行などを想定している。

1-4: 上記 1-3 で実践・分析したパイロット活動に基づき、対象政策／計画の期日を定めたアクションプランを改定し、最終化する。

最終化するにあたっては当機構経済開発部とも相談のうえ、活動やタイムラインだけでなく、担当機関や達成状況の測り方なども含め記載すること。

1-5: ベースライン調査を実施し、指標の基準値・数値目標を決定するとともに、エンドライン調査を実施し、プロジェクトの進捗・指標の達成状況を確認する。尚、基準値、数値目標は成果 2～4 も含む。

<成果 2（技術研修）「ライトエンジニアリング及びプラスチック産業においてプロジェクトが対象とする技術について、研修実施機関が提供する研修の質が改善される」に関する活動>

2-1: ライトエンジニアリング及びプラスチック産業において、プロジェクトの研修で対象とする技術（コンピュータ数値制御（CNC）のメンテナンスやプラスチックの金型デザインなど）を決定する。

ライトエンジニアリング及びプラスチック分野で研修を提供している機関や当該分野の業界団体（BITAC、BEIOA、BPGMEA など）や代表する企業、MOI 等と協議のうえ、当機構経済開発部にも相談し決定すること。

2-2：上記 2-1 で特定した技術において、ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業の研修実施機関（前者は BITAC や BEIOA など、後者は BPGMEA など）が提供する研修の質が向上するように詳細な研修プログラムや実施のためのガイドライン、教材を作成する。

上記機関の現在の研修の内容や実施状況を調査したうえで、研修機関の職員の能力向上及び提供する研修の質が向上するようなプログラムやガイドライン、教材を検討すること。

研修手法や教材（教科書、資料、OJT 等）については、過去の JICA のプロジェクト<sup>3</sup>で策定したものや、国内外の優良なテキスト等も参考にし、研修生が理解できる言語で、質の高い研修を提供するための能力やスキル向上に資するものとする。

2-3：上記 2-2 で作成された教材をもとに、対象となる研修実施機関の研修講師向け研修（Training of Trainers）を実施する。

研修機関の職員への技術移転及び能力強化のために、TOT を積極的に活用すること。過去の JICA のプロジェクトで策定したトレーナー養成向けの研修手法や教材、また国内外の優良事例を参考にし、トレーナーの能力やスキルを高めるものとする。

2-4：開発された教材を活用し、研修講師によって製造企業向けに研修を実施する。

TOT を実施した機関が主体的に研修を実施できるよう、活動の留意点等につき当該機関に助言すること。特に計画と実施が異なる場合は、計画通りに進まない理由を当該機関に確認したうえで、計画修正の方向性の助言を行うこと。

2-2 で開発したプログラムやガイドライン、教材が適切かつ効果的に活用されているか、TOT を行った研修講師の理解度や教え方に問題はないか確認し、必要な改善に向けて助言を行うこと。

<成果 3（カイゼン研修）「品質・生産性の効率的な向上に資するよう、既存のカイゼン研修コースがより精緻に更新され、品質・生産性向上における具体的な手段としてデジタル化（ICT の活用）の要素が導入される」に関する活動><sup>4</sup>

<sup>3</sup> 参考資料：[Bangladesh People's Republic Investment Promotion - Industry Competitiveness Strengthening Project Final Report. - \(jica.go.jp\)](https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389_101_12336640.html) ([https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389\\_101\\_12336640.html](https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389_101_12336640.html))

[Bangladesh People's Republic Investment Promotion - Industry Competitiveness Strengthening Project Final Report. - \(jica.go.jp\)](https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389_101_12336681.html) ([https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389\\_101\\_12336681.html](https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389_101_12336681.html))

<sup>4</sup> 製造現場等におけるデジタル化が求められている中で、他国の事例なども参考にしながら、Bangladesh 企業への具体的な適用を見据えた、研修に導入すべき要素、また導入方法につき具体的に提案を想定。

3-1 : NP0 や SMEF などの研修実施機関における既存のカイゼン関連研修<sup>5</sup>の研修システムや教材をさらに改善・更新するための分析を行う。

上記研修機関の現行の研修内容や実施状況などについて調査したうえで、改善の余地がないか検討すること。

3-2 : カイゼン研修の教材及びプログラムをより精緻に更新し、対象となる研修実施機関の研修講師向け研修を実施する。

研修手法や教材（教科書、資料、OJT 等）については、過去の JICA のプロジェクトで策定したトレーナー養成向けの研修手法や教材や国内外の優良事例を参考にし、トレーナーの能力やスキルを高めるものとする。

3-3 : 開発された教材を活用し、研修講師により製造企業向けに研修を実施する。

TOT を実施した機関が主体的に研修を実施できるよう、活動の留意点等につき当該機関に助言すること。特に計画と実施が異なる場合は、計画通りに進まない理由を当該機関に確認したうえで、計画修正の方向性の助言を行うこと。

3-2 で更新したプログラムや教材が適切かつ効果的に活用されているか、TOT を行った研修講師の理解度や教え方に問題はないか確認し、必要な改善に向けて助言を行うこと。

3-4 : カイゼン研修にデジタル化の要素を導入する余地を分析する。

デジタル化を導入したカイゼンの内容や実践手法などについては、当機構の過去のプロジェクトで実践した内容や教訓、や国内外の優良事例を十分活用すること。

3-5 : デジタル化の要素を導入したカイゼン研修のプログラム及び教材を開発し、対象となる研修実施機関の研修講師向けの研修を実施する。

研修手法や教材（教科書、資料、OJT 等）については、過去の当機構のプロジェクトで策定したトレーナー養成向けの研修手法や教材や国内外の優良事例を参考にし、トレーナーの能力やスキルを高めるものとする。

3-6 : 開発された教材を活用し、研修講師によって製造企業向けに研修を実施する。

<sup>5</sup> 参考：前プロジェクトで作成された教材「カイゼン導入・普及支援プログラム（プラン 4）教材」：[バン  
グラデシュ人民共和国 投資促進・産業競争力強化プロジェクトファイナルレポート 別冊資料\(コンポーネン  
ト3\). - \(jica.go.jp\) \(https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389\\_101\\_12336681.html\)](https://openjicareport.jica.go.jp/389/389/389_101_12336681.html)

TOT を実施した機関が主体的に研修を実施できるよう、活動の留意点等につき当該機関に助言すること。特に計画と実施が異なる場合は、計画通りに進まない理由を当該機関に確認したうえで、計画修正の方向性の助言を行うこと。

3-5 で開発したプログラムや教材が適切かつ効果的に活用されているか、TOT を行った研修講師の理解度や教え方に問題はないか確認し、必要な改善に向けて助言を行うこと。

成果4（ビジネスマッチング）「必要な情報と実施体制が整備され、リンケージ形成のためのマッチング機能が強化される。」に関する活動<sup>6</sup>

4-1：リンケージ創出のためのマッチング機能に関し、現在行われている活動やその実施機関（ライトエンジニアリング産業向けの BITAC や BEIOA、プラスチック産業向けの BPGMEA、SMEF など）に関する情報を整理する。

様々な機関でそれぞれ実施されている類似の取組について、整理のうえで注力すべきものはどれか、関係機関間での連携可能性はあるか分析すること。

4-2：バングラデシュ製造企業が技術や製品を外国のバイヤーに売り込む「逆見本市」を含め、上記4-1で整理した活動をさらに発展させるための計画を作成する。

本計画を作成するにあたっては、4-1で取組を整理した関係機関やポテンシャルのあるバングラデシュの製造企業だけでなく、既にバングラデシュに進出している日本企業をはじめとする外国企業や、外国企業のバングラデシュ進出を支援している機関などの動向や意見を踏まえること。尚、具体的なパイロット事業として、本取組を協力期間初期に実施することも想定される。

4-3：上記4-2で作成した計画に示されている活動を実践するための詳細なマニュアルを作成する。

MOI や4-1で整理した関係機関などが主体的に活動を実践するよう、細かな留意事項なども盛り込んだ内容とすること。

4-4：マニュアルに沿って計画を実践し、進捗や課題についてモニタリングを行う。

活動を実践し、進捗や効果、課題をモニタリングし、改善することを繰り返すサイクルが定着するよう、関係機関を密にフォローしながら実施すること。

<sup>6</sup> MOI や関連機関など主体的な機関を想定するとともに、他の成果とも整合性をもったセクター／産業におけるビジネスマッチングを想定している。その際に、バングラデシュの企業の選定であったり、日系企業を含む外国企業とのビジネスマッチングの方法につき具体的な提案を想定。

## (2) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する<sup>7</sup>。

プロジェクト開始から半年後を目途に、本邦研修の実施の必要性、期待される成果、主要な研修テーマなどを検討し、当機構経済開発部と協議し、実施の有無を決定する。検討にあたっては MOI や関係機関の要望を十分に考慮しつつも、実施コストに見合った成果が得られるかどうかを見極めること。

実施する場合には、時期はプロジェクト 2 年目以降を想定するが、実施期間や回数、対象人数及び対象機関、日程案などについては当機構経済開発部や MOI 及び関係機関とも相談のうえ決定すること。

なお、本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 3 回程度
対象者	産業省及び関連団体
参加者数	約 8 名/回
研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回

## (3) その他

## ① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）

<sup>7</sup> 成果 1～4 に対して、それぞれにおいて本邦での研修の必要有無を検討し、それぞれの能力強化に資する研修を想定している。よって、複数回本邦研修を実施する場合も、それぞれ対象、目的を変えることも想定しており、例えばカイゼン研修に係る本邦研修、ビジネスリンクージ形成及び政策立案に係る本邦研修などを想定。

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## ② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。
  - 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
  - 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。
  - 案件開始後の初期段階に、プロジェクト目標及び4つの成果にかかる調査を実施する。プロジェクト開始時点の状況を調査・把握したうえで、PDMの内容と指標の目標値について検討し、現在設定されていない指標については目標値を定め、MoI や関係機関とともにモニタリングシートを作成し、発注者に提出すること。

## ③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、研修実施機関やカイゼンにかかる実施機関を対象とし、研修講師向け研修やカイゼン関連研修の能力、またリンケージ創出のためのマッチング機能に関して、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

## ⑤ エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
  - 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

ただし、業務を進めるうえで、カテゴリA又はBに該当する事業になる可能性がある状況となった場合は、速やかに発注者に報告し、対応を協議する。

## ⑦ ジェンダー主流化に資する活動

合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。

- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第5条 報告書等

## 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
モニタリングシート	契約開始から 1 カ月後 以後 6 か月毎	英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
			CD-R	1 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	電子データ	
			CD-R	1 部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認を経て、発注者（バングラデシュ事務所及び経済開発部）に提出する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

## (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(3) 業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(4) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- 成果2及び成果3関連における研修機関の職員の能力向上及び提供する研修の質が向上するようなプログラムやガイドライン、教材

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。



- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

#### 第6条 再委託

- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	現地企業情報 収集	研修及びビジネスマッチングの対象 となる企業情報の収集	1回	定額計上

#### 第7条 機材調達

- 本業務では、機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名： 産業競争力強化プロジェクト

Industrial Competitiveness Enhancement Project

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）では、近年堅調な経済成長を続けており、実質 GDP 成長率は 2020/21 年度は 6.9%、2021/22 年度は 7.1%。コロナ禍以前（年率 7~8% 台で推移）に匹敵する高い成長を記録している（IMF）。コロナ禍にあっても他国の落ち込みに比して堅調な経済成長を続け（世界銀行、2023）、2026 年には後発開発途上国からの卒業が見込まれている。また、同国の長期開発計画である「Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041」では、2031 年までの高中所得国化、2041 年までの高所得国化を国家目標とし、年率 8% 以上の経済成長を遂げることを目標としている。

他方、当国の経済構造は縫製品輸出と海外労働者送金に過度に依存するものであり<sup>8</sup>、国民の生活水準の向上を支える経済成長を維持するためには、製造業を中心とした国内市場向けに競争力がある若しくは輸出競争力のある産業を育成し、産業の多角化を図ることが必要である。また、バングラデシュ向け海外直接投資（FDI）は対 GDP 比で 0.7%（2016 年-2020 年平均）と低水準に留まっていることから（WB、2022 年）、産業多角化に向け、FDI の更なる増加が必要である。バングラデシュ政府による「第 8 次五ヶ年計画」（2020/21~2024/25 年度）でも、輸出産業の育成などによる包括的な成長が重点分野の一つに掲げられているほか、FDI の増加や国内産業とのリンケージ形成、ICT の活用などを通じて、輸入代替の加速化や高付加価値産業の振興を目指している。同計画では、工業化によって雇用創出や経済成長を達成した他国における取組を参照し、同国においても、産業クラスター形成や成長に資する技術の特定及び人材育成が重要である、としている。

「第 8 次五か年計画」を踏まえて、バングラデシュ産業省（MOI）は、従前

<sup>8</sup> 輸出の 8 割を縫製業が占め（バングラデシュ統計局（Bangladesh Bureau of Statistics。以下、「BBS」。）、2020。2021-08-11-04-54-154c14988ce53f65700592b03e05a0f8.pdf (portal.gov.bd)）、海外労働者送金は GDP のおよそ 1 割にのぼる（バングラデシュ銀行（Bangladesh Bank）、<https://www.bb.org.bd/econdata/export/exprtindex.php>）。

(2016年)の産業政策に置き換える形で、国家産業政策(National Industrial Policy) 2022(NIP2022)を2022年9月付で公表しており、本政策では、第4次産業革命(4IR)<sup>9</sup>による急速な技術進歩へ対応しつつ、持続性及び環境に配慮した産業発展を目指すことが掲げられ、第8次五ヶ年計画の重点分野の改善が必要であるとしている。また、自動二輪車及び自動車セクターを発展させるための政策措置と行動計画を定めるべく、2018年に「自動二輪車産業振興政策(MIDP2018)」、2021年に「自動車産業政策2021」を策定した。また、自動車産業など育成を通じた産業多角化に資するFDIの呼び込み及び民間企業への部品供給並びに国内需要対応を目的として、主に中小企業が担うライトエンジニアリング(LE)<sup>10</sup>及びプラスチック産業等の裾野産業を振興することを目指した各産業振興政策を策定中である。また、しかし、バングラデシュの民間企業は、依然として輸入製品と比較した製品の品質やコスト、技術力等の点で一定の課題に直面しており、これらを解決するためにはバングラデシュ政府による課題解決のための政策実装及び現地企業・人材の育成、FDIと現地企業とのリンク促進を図り、産業競争力を強化することが必要であるとして、バングラデシュ政府はこれらに係る体制強化の協力を日本政府に要請した。

なお、本事業の先行案件「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」(2017年～2022年)では、MOIを対象として、策定支援した産業振興関連政策の実施促進や、地場製造業の現場での技術指導・経営能力向上に資する研修等を行うことにより、持続的な人材育成の仕組みの整備を図り、もって製造業の競争力強化のための基盤強化及び雇用機会の確保ができるよう取り組んできた。特に同プロジェクトにおいて「二輪裾野産業振興計画」が策定されており、本事業ではこれらの成果を活用し、具体的なアクションプランの策定やプロジェクトで対象とする政策立案能力向上に係る活動をより強化する。また、本事業はバングラデシュにおける課題及び要請に応えるため、産業競争力強化振興に資する政策実施能力の向上及びその人材育成に加えて、外国企業を含めたリンク形成を進めることで、バングラデシュの持続的な産業振興に資するものである。

## (2) 当該国における民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力量針等

---

<sup>9</sup> 18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、IoT及びビッグデータやAIなどの技術革新によって社会が高度に情報化、自動化、パーソナライズ化される変革のこと(World Economic Forum、2016年。<https://www.weforum.org/agenda/2016/01/the-fourth-industrial-revolution-what-it-means-and-how-to-respond/>)。

<sup>10</sup> バングラデシュにおいて機械産業と金属加工業の総称として使用される。

と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

「対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針」（2018年2月）では、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」を重点分野の一つに掲げ、「高度経済成長を実現するための原動力となる民間セクターの活動を振興し、民間投資を誘致・増加させるため、投資環境の改善を支援する」との方針が示されている。

また、「対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2023年3月）では、「FDIが増加しない背景として、煩雑な許認可手続き、未発達な金融市場、高水準のサービスを提供する経済特区・産業集積地の不足等の課題が指摘されている」とし、投資促進を支える制度、行政、関連機関の実施能力の強化等を進める必要があると分析のうえ、産業多角化、投資拡大、日本企業のバングラデシュ進出支援を目標とし、投資・貿易・産業振興等にかかる政策制度・行政の改善、国内産業とのリンケージ形成に取り組む、との方針としている。

さらに JICA の「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）民間セクター開発」（2021年6月）では、クラスター事業戦略「アジア投資促進・産業振興」において投資環境改善等の取組みを通じた FDI の呼び込みと、産業振興策による現地取引企業の能力強化に一体的に取り組むとしている。

バングラデシュの産業振興・投資促進分野においては、これまで「投資環境整備アドバイザー」（2012年～2017年）、「産業政策アドバイザー」（2013年～2017年）、「投資環境アドバイザー」（2020年～2022年）と重層的に専門家を派遣し、「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」（2015年～2017年）を実施したほか、投資促進分野及び産業振興分野にまたがる協力として「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（2017年～2022年）を実施してきた。「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」では、バングラデシュ投資開発庁を主なカウンターパートとした投資促進能力強化やバングラデシュ経済開発特区庁を主なカウンターパートとした経済特区開発の促進に加え、MOI を主なカウンターパートとして、外資二輪企業と地場企業のリンケージ形成、地場製造企業の技術力・経営力向上、自動車産業政策・二輪産業政策の策定支援を実施した。本事業は、これら三つのコンポーネントのうち、MOI を対象として取り組んだ産業振興体制の強化にかかる協力の成果を活用しつつ、発展的に展開・継続するための後継協力に位置付けられており、上記方針・分析・戦略に合致する。本事業によってバングラデシュへの投資や現地雇用が促進されることで、SDGs のゴール 8「持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働き甲斐のある仕事の促進」及びゴール 9「包摂的で持続可能な工業化の推進とイノベーションの育成」に貢献し得る。

### (3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、「バングラデシュ投資促進融資基金プロジェクト」（融資プログラム）を2007年から実施しており、現在はフェーズ2（2017年～2024年）を実施中であるとともに、「Export Competitiveness for Jobs (EC4J）」（2017年～2025年）を実施しており、①革製品産業、②履物産業、③ライトエンジニアリング産業、④プラスチック産業の4産業に焦点を当てた輸出振興を支援している。また、IFCは、助成金プログラムとして「バングラデシュ投資環境ファンド」（2016年～2021年）を実施し、ミレシヨライ経済特区におけるマスタープラン策定等を支援しているとともに、2021年からは「バングラデシュ民間投資・デジタル起業家支援プロジェクト」（融資プログラム）を実施し、同経済特区においてインフラ整備事業のF/S等を支援中。加えて、ADBは、スイス政府との協調融資により「Skills for Employment Investment Program (SEIP）」（第1トランシェ：2015年～2021年、第2トランシェ：2017年～2024年予定、第3トランシェ：2020年～2024年予定）を実施中であり、雇用創出及び投資促進に向けた研修等を支援している。本事業においても、特にEC4JやSEIPについては情報収集のうえ、ライトエンジニアリング産業やプラスチック産業向けの人材育成支援、リンケージ形成支援等においての連携可能性を探っていく予定である。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、バングラデシュにおいて、産業競争力強化のための政策実施、FDIと現地企業のリンケージ形成に資する産業人材育成及びマッチング機能強化の支援を行うことにより、産業競争力強化に資する政策実施能力並びに人材育成及びリンケージ形成にかかる取組の実施体制が強化されることを図り、もって産業競争力の強化及び産業振興に寄与するもの。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

プロジェクトサイト：ダッカ

対象地域：ダッカを含むバングラデシュにおける主要な産業都市

### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：産業省（MOI）、産業技術支援センター（BITAC）、国家生産性機構（NPO）、中小企業財団（SMEF）、エンジニアリング

産業者協会（BEIOA）、プラスチック製品製造輸出業者協会（BPGMEA）など

最終受益者：バングラデシュ国民及びバングラデシュ民間企業

（4）総事業費（日本側）

3.96 億円

（5）事業実施期間

2024年5月～2028年5月を予定（計48カ月）

（6）事業実施体制

産業省（MOI）を主たるカウンターパートとし、その他ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業にかかる研修実施機関（BITAC、BEIOA、BPGMEA）やカイゼンにかかる実施機関（NPO、SMEF）と連携し体制を構築する。

（7）投入（インプット）

1）日本側

① 専門家派遣（合計約 50.5M/M）：

産業振興政策、ライトエンジニアリング産業技術、プラスチック産業技術、品質／生産性向上、研修・普及、リンケージ形成促進

② 研修員受入（本邦研修）：ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業の技術研修やカイゼン研修等（プロジェクト期間中3回）を予定

③ 機材供与：予定なし

2）バングラデシュ国側

① カウンターパートの配置及びサービスの提供

（8）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

先行案件である「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」は三つのコンポーネントから構成されており、そのうち、経済特区開発に関するコンポーネントの後継案件として、2022年より「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」（有償附帯プロ、2022年5月～2027年5月）を実施中である。この「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」は、「外国直接投資促進事業」（円借款、2014・2018年度承諾）の付帯プロジェクトとして実施しており、同事業ともに、投資促進に資する関連インフラの整備、経済特区運営支援

などを行ってきている。

本案件では、これら事業で支援してきた経済特区の活用やそれを所掌する官庁との連携が見込まれることに加え、本案件の人材育成については日本の強みである「カイゼン」をコンテンツとして活用し、また日系企業を含む現地進出外資系企業と現地企業との関係構築、さらには現地企業の競争力強化と日系を始めとする外資系企業の進出の促進に取り組むことで、上記事業のさらなる効果発現に資することが期待できる。また、日系等外資系企業の連携を通じ、「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」で支援している経済特区への進出や関心が高まることも期待できる。

## 2) 他の開発協力機関等の活動

世界銀行は、「Export Competitiveness for Jobs (EC4J)」(2017年～2025年)を実施しており、①革製品産業、②履物産業、③ライトエンジニアリング産業、④プラスチック産業の4産業に焦点を当てた輸出振興を支援している。また、ADBは、スイス政府との協調融資により「Skills for Employment Investment Program (SEIP)」(第1トランシェ：2015年～2021年、第2トランシェ：2017年～2024年予定、第3トランシェ：2020年～2024年予定)を実施中であり、雇用創出及び投資促進に向けた研修等を支援している。本事業においても、特にEC4JやSEIPについては情報収集のうえ、ライトエンジニアリング産業やプラスチック産業向けの人材育成支援、リンケージ形成支援等における連携可能性を探っていく予定である。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類：C

#### ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

特になし

### 3) ジェンダー分類：

【対象外】「ジェンダー対象外」

<活動内容/分類理由>

案件の性質上「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析」を実施しないと判断したため。

## (10) その他特記事項

特になし

#### 4. 事業の枠組み

##### (1) 上位目標：

バングラデシュの製造業セクターにおいて、政策実施能力並びに人材育成及びリンケージ形成にかかる取組能力が強化され、バングラデシュにおける産業並びに企業の競争力の向上に寄与する。

指標及び目標値：

- ① プロジェクトで研修を受けたバングラデシュ企業の雇用数が増加する。
- ② プロジェクトで研修を受けたバングラデシュ企業のうちベースライン調査で設定した計画割合以上が外国企業とマッチングイベントや交流会への参加など情報交換等の交流機会を持つ。

##### (2) プロジェクト目標：

バングラデシュにおける産業競争力強化に資する政策実施能力並びに人材育成及びリンケージ形成にかかる取組能力が強化される。

指標及び目標値：

- ① プロジェクトで政策実装支援の対象とする政策／計画の詳細で実践可能なアクションプランが策定される。
- ② プロジェクトのターゲットとなる研修機関においてベースライン調査で設定した計画数以上の研修コースが新たに開発される。
- ③ バングラデシュ民間企業と海外企業のマッチングイベントがベースライン調査で設定した計画回数以上実施される。

##### (3) 成果：

成果1：プロジェクトで対象とする政策／計画について、期日を定めた詳細なアクションプランが策定されることにより、実務者の政策／計画実施能力が向上する。

成果2：ライトエンジニアリング及びプラスチック産業においてプロジェクトが対象とする技術について、研修実施機関が提供する研修の質が改善される。

成果3：品質・生産性の効率的な向上に資するよう、既存のカイゼン研修コースがより精緻に更新され、品質・生産性向上における具体的な手段としてデジタル化（ICTの活用）の要素が導入される。

成果4：必要な情報と実施体制が整備され、リンケージ形成のためのマッ



ング機能が強化される。

(4) 主な活動：

- 活動 1-1：「二輪裾野産業振興計画」、「ライトエンジニアリング産業振興政策」、「プラスチック産業振興政策」の中から、プロジェクトで対象とする政策／計画を特定する。
- 活動 1-2：上記 1-1 で特定した対象政策／計画を実装するために必要な活動やタイムラインを整理し、期日を定めたアクションプラン案を作成する。
- 活動 1-3：いくつかの活動をパイロットベースで実践し、本格的な実装に向け、実現可能性や手順を分析する。
- 活動 1-4：上記 1-3 で実践・分析したパイロット活動に基づき、対象政策／計画の期日を定めたアクションプランを改定し、最終化する。
- 活動 1-5：ベースライン調査を実施し、指標の基準値・数値目標を決定するとともに、エンドライン調査を実施し、プロジェクトの進捗・指標の達成状況を確認する。
- 活動 2-1：ライトエンジニアリング及びプラスチック産業において、プロジェクトの研修で対象とする技術（コンピュータ数値制御（CNC）のメンテナンスやプラスチックの金型デザインなど）を決定する。
- 活動 2-2：上記 2-1 で特定した技術において、ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業の研修実施機関（前者は BITAC や BEIOA など、後者は BMGMEA など）が提供する研修の質が向上するように詳細な研修プログラムや実施のためのガイドライン、教材を作成する。
- 活動 2-3：上記 2-2 で作成された教材をもとに、対象となる研修実施機関の研修講師向け研修（Training of Trainers）を実施する。
- 活動 2-4：開発された教材を活用し、研修講師によって製造企業向けに研修を実施する。
- 活動 3-1：NPO や SMEF などの研修実施機関における既存のカイゼン関連研修の研修システムや教材をさらに改善・更新するための分析を行う。
- 活動 3-2：カイゼン研修の教材及びプログラムをより精緻に更新し、対象となる研修実施機関の研修講師向け研修を実施する。
- 活動 3-3：開発された教材を活用し、研修講師により製造企業向けに研修を実施する。
- 活動 3-4：カイゼン研修にデジタル化の要素を導入する余地を分析する。

- 活動 3-5：デジタル化の要素を導入したカイゼン研修のプログラム及び教材を開発し、対象となる研修実施機関の研修講師向けの研修を実施する。
- 活動 3-6：開発された教材を活用し、研修講師によって製造企業向けに研修を実施する。
- 活動 4-1：リンケージ創出のためのマッチング機能に関し、現在行われている活動やその実施機関（ライトエンジニアリング産業向けのBITACやBEIOA、プラスチック産業向けのBPGMEA、SMEFなど）に関する情報を整理する。
- 活動 4-2：バングラデシュ製造企業が技術や製品を外国のバイヤーに売り込む「逆見本市」を含め、上記4-1で整理した活動をさらに発展させるための計画を作成する。
- 活動 4-3：上記4-2で作成した計画に示されている活動を実践するための詳細なマニュアルを作成する。
- 活動 4-4：マニュアルに沿って計画を実践し、進捗や課題についてモニタリングを行う。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

事業内容がすべてのステークホルダーに共有され、十分に理解される。

### (2) 外部条件

バングラデシュの産業開発や投資促進にかかる政策や戦略に大幅な変更がない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオス「経済政策支援プロジェクトフェーズ2」（2003年～2005年）では政策研究のテーマの選定にあたって相手国側と検討の上で的確なテーマ設定を行うことの重要性、同じプログラム内での他案件との連携により実施案件の有効性の強化、付加価値の追加につながるなどの教訓が指摘されている。当該教訓を踏まえ、「二輪裾野産業振興計画」、「ライトエンジニアリング産業振興政策」、「プラスチック産業振興政策」の重要性をプロジェクト直接受益者の幹部のみならず担当者レベルまで十分認識してもらい、プロジェクトの活動をパイロットベースで実践し、本格的な実装に向けた活動も含めることにより政策の立案と実施の連携を図る。また、ザンビア「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」（2006年～2009年）、「投資促進プロジェクト」（2009年～2012年）「複合的経済特区（MFEZ）マスタープラン策定調査」においては、外国投

資促進を成功させ経済発展を遂げたマレーシアの投資誘致戦略及び投資家対応についての経験、知見が応用され実施された。また、実際の投資促進活動においては、マレーシアにおける実務研修・訓練が行われ、ザンビア投資促進機関職員的能力強化に寄与したとの教訓があり、これらの東南アジア等における産業振興の経験を活用することも検討する。

研修においては、「カンボジア日本人材開発センタープロジェクト」、「カンボジア日本人材開発センタープロジェクトフェーズ 2」や「キルギス共和国日本人材開発センタープロジェクト」、「キルギス共和国日本人材開発センタープロジェクトフェーズ 2」の事後評価において、内部の体制やコミュニケーションが安定した状況にあったことが成果・プロジェクト目標の高い達成度や様々な正のインパクトにつながっていたと示唆されている。本事業においても、事業の制度・人員上の安定化に向けた留意点として、実施機関内部の円滑なコミュニケーションの促進及び安定した運営体制の構築を図っていく。また、カンボジア（草の根技術協力事業）「地方経済の活性化に必要な IT 基礎能力取得と認定のための研修支援事業」において、テキスト含め研修の母国語で実施が人材育成において有効であったと評価されている。研修実施機関における研修内容の向上における取組において留意する。

## 7. 評価結果

本事業は、バングラデシュ国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、政策実装やリンケージ創出の推進を通じて産業競争力の強化に資するものであり、SGDs ゴール 8「持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働き甲斐のある仕事の促進」及びゴール 9「包摂的で持続可能な工業化の推進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられることから、実施の意義は高い。

## 8. 今後の評価計

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内    ベースライン調査

事業終了 3 个月前    エンドライン調査

事業完了 3 年後    事後評価

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。  
第一段階（計画フェーズ）：  
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。  
第二段階（本格実施フェーズ）：  
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびモニタリングシートの作成／改定

- 受注者は、モニタリングシート案を作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングシート作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（半年に1回を目安）発注者所定のモニタリングシートを C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、最終版を発注者に提出する。



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：産業振興や産業人材育成にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（1号）】

- ① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びアジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

全体：2024年5月～2028年5月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 50.50人月

本邦研修に関する業務人月3.00人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野（産業振興、産業人材育成等）に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全57回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 現地企業情報収集

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 署名済R/D (Record of Discussion)

## 2) 公開資料

- バングラデシュ国「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」ファイナルレポート

[https://openjicareport.jica.go.jp/389/389\\_101.html](https://openjicareport.jica.go.jp/389/389_101.html)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語↔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

## (6) 安全管理

バングラデシュへの業務渡航は、以下のとおり、事前準備が必要、あるいは制限や行動規範があります。

- ✓ 安全管理部によるブリーフィング（渡航前）及びバングラデシュ事務所によるブリーフィング（渡航後）の受講
- ✓ 渡航日程（計画）を添えた当機構本部への申請（渡航前）及び滞在日程等変更の際のバングラデシュ事務所等への報告（渡航後）
- ✓ 安全対策研修（Web版等）の受講
- ✓ 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後を含め、リスクが高いと考えられる期間の渡航抑制
- ✓ 外務省「たびレジ」への登録
- ✓ バングラデシュ事務所が管理する安全情報メーリングリスト及びSMS配信リストへの登録
- ✓ 当機構が指定するホテルへの宿泊
- ✓ 外勤時における必要な安全対策措置（バングラデシュ事務所等の指示に従う）
- ✓ バングラデシュ事務所への安全確認のための定期連絡
- ✓ 国内出張の制限（バングラデシュ事務所長による承認が必要）
- ✓ 訪問先の制限（外国人が多く集まる場所の訪問禁止等）
- ✓ ダッカ市内における行動範囲の制限

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

## 【上限額】

349,197,000円（税抜）

なお、定額計上分 26,791,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### （4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地企業分析	第2章 特記仕様書案 第6条	5,000,000 円	現地企業分析一式	再委託費
2	資料等翻訳費 （英語⇄ベンガル語）		800,000 円		一般業務費
3	本邦研修にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 2.（2）	20,991,000 円	報酬(3号) 3.00 人月： 10,191,000 円 技術研修費 10,800,000 円	報酬 国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

**（千円未満切捨て不要）**

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

（9）その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、4号～6号については 13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)



## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上